

# 市民との協働指針

## はじめに

地方分権が進展し、市町村は国・県へ依存する行政運営や法的制度を前提としたサービスだけでは市民の多様な要望に対応することが難しくなっております。このような中で、市と市民は知恵を出し合いながら、自分たちのまちを自らの責任でつくっていくという、協働のまちづくりを進める必要があります。

市では、花巻市総合計画において、「まちづくりの基本理念」の一つとして、「市民参画・協働のまちづくり」を掲げ、その基本的な考え方を花巻市まちづくり基本条例（以下、「基本条例」という。）として制定いたしました。

これまで、基本条例に定める市民参画のしくみをガイドラインとして定め、市民参画を推進するとともに、一斉清掃などの環境に関することや、福祉に関することをはじめ、様々な場面で協働によるまちづくりに取り組んで参りました。

今後、市民と市が協働に関する考え方を共有し、共通理解のもとで協働によるまちづくりを進める必要があることから、協働の指針を策定することとし、学識経験者や公募委員などで構成される花巻市市民参画・協働推進委員会及び庁内の課長補佐で構成される市民参画・協働推進職員チームによる検討を重ねて参りました。

ここにお示しする指針は、協働のまちづくりを進めていくための基本的な考え方をまとめたものであります。

本指針が、協働について考え、取り組むきっかけになることを期待します。

## 第1章 なぜ協働が必要なのか

### 1 協働が必要とされる背景

今、なぜ協働が必要とされてきているのでしょうか。それには次のような背景が考えられます。

#### (1) 市民ニーズの多様化

近年の少子高齢化や高度情報化などによる社会環境の変化は、市民個人の多様な価値観やライフスタイルを生み、市民ニーズもより多様化しております。

従来、公共サービスはもっぱら行政により提供されてきましたが、限られた財源の中で、多様な市民ニーズに対応したまちづくりを進めていくためには、公平で画一的なサービスの提供を基本とする行政のみの力では限界があります。

そこで、市が市民からの信頼にこたえ責任ある行政運営をするのはもちろんですが、市民も自主的・主体的にまちづくりに参加し、課題の解決に取り組むなど、市民と市が協力してまちづくりを行うことが必要となってきました。

#### (2) 住みよい地域づくりの広がり

市では、各地域のコミュニティ会議を中心とした、市民の力で自立した地域づくりを行うための体制の整備と推進を図って参りました。

そのような中で、市民の間にも自分たちの住む地域をより住みよい地域にするため、主体的にまちづくりに参加し、自分たちの住む地域の抱える課題を自分たちで話し合い、解決しようとする取り組みが始まっています。

そこで、この市民主体のまちづくりの基盤となる取り組みを、地域はもとより市民活動団体や事業者などと協力しながら、さらに広げていく必要があります。

## 2 協働により期待される効果

市民と市が協働のまちづくりに取り組むことで、次のような効果が期待されます。

### (1) 自治意識の醸成

市民が、地域の課題に主体的に関わることで、自らが地域のことを考え、解決していこうとする自治意識の醸成に繋がっていきます。

### (2) 地域力の向上

地域では、住民が課題を話し合い、解決していくことで一体感が醸成され、地域活動が活発になるとともに、地域の力が高まっていきます。

### (3) 社会貢献による評価の向上

事業者や市民活動団体などは、地域社会の一員として地域に貢献する機会が増加するほか、社会貢献活動を行うことで社会的信用や評価が高まっていきます。

### (4) 公共サービスの向上

市は、市民と協働することで、市民ニーズに沿った、よりきめ細かな対応により、効果的な公共サービスの提供やコストの削減による効率的な行政運営に繋がっていきます。

## 第2章 協働の基本事項

### 1 市民との協働とは

協働のまちづくりを進めるためには、市民と市が同じ考え方のもと、さまざまな課題の解決に向け取り組むことが大切です。そこで、次のとおり、協働の考え方を定め、市民と市がこの考え方を共有しながら、取り組むこととします。

#### — 協働とは —

市民と市が、互いの特性を認識・尊重し合いながら、共通の課題の解決や目標の達成に向けて、それぞれの役割と責務をもって、協力し行動すること。

平成20年に制定した「花巻市まちづくり基本条例（以下「基本条例」といいます。）」では、第2条で、「協働」を『市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割と責務をもって、協力し行動することをいいます。』と定義しておりますが、本指針では市民と市が協働を進める上での考え方として定めています。

#### 協働する際には

協働は、「目的」ではなく事業や課題の解決のための一つの「手段」であり、それぞれの組織が独自に取り組んだ方が効果的な場合は、協働の必要はありませんので、協働に当たっては、その効果などを十分に検討して進める必要があります。

また、協働は助け合いの精神のもと進めるもので、個々に都合があり、参加できる人やできない人がいることから、無理強いや押しつけにならないような配慮が必要となります。

## 2 協働の主体

市民と市との協働のまちづくりを担う主体は、次のように考えられます。

### 市民

#### 個人

市内に居住する人、市内で働く人・学ぶ人・市民活動や事業活動を行っている人

#### 地域団体

一定の地域の住民によって組織された自治会、コミュニティ会議など

#### 市民活動団体

共通のテーマによって組織されたボランティアグループやNPO法人など

#### 事業者

企業や学校、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所など

### 市

基本条例第2条で市の執行機関と定義される、市長、教育委員会など

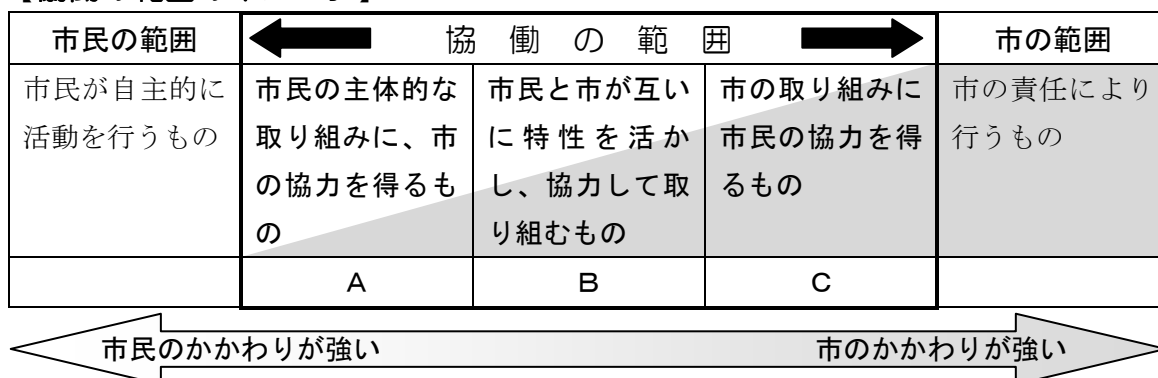
### NPOとは

NPOとはNon Profit Organization の略語で「非営利組織」つまり、利益を目的としない組織のことをいいます。また、「非営利」とは、団体の構成員に収益を分配せず、主たる事業活動に充てることを意味し、収益を上げることを制限するものではありません。なお、NPO法人とは、正式には「特定非営利活動法人」といい、特定非営利活動促進法に基づき認定された団体をいいます。

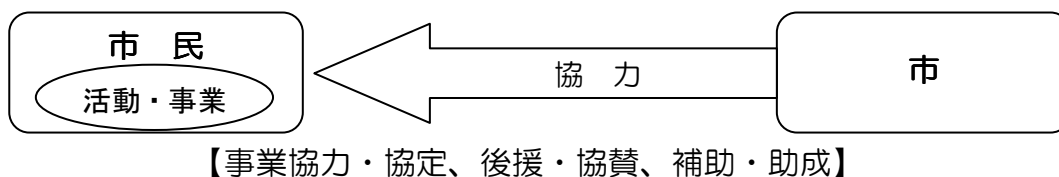
### 3 協働の範囲

協働の範囲は、市民が取り組んでいる公益性のある活動と行政が行っている施策や事業が一致している範囲となります。イメージ図では市民の活動範囲と行政の活動範囲が重なり合う部分が協働の範囲です。

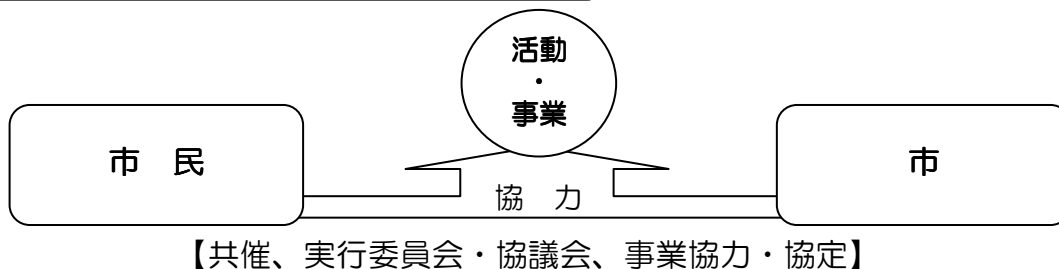
#### 【協働の範囲のイメージ】



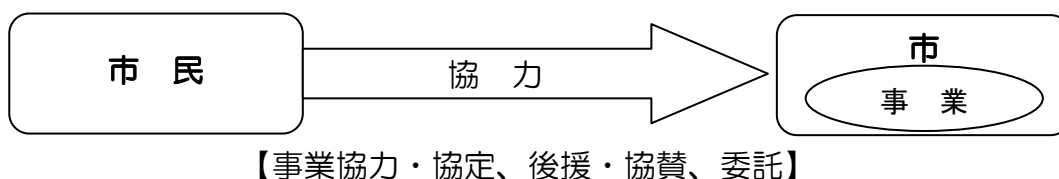
#### A 市民の主体的な取り組みに市が協力



#### B 市民と市が互いに特性を活かし協力



#### C 市の取り組みに市民が協力



## 4 協働の形態

協働に当たっては、次のような形態によることが考えられます。事業の目的や内容に応じて、ふさわしい形態を選択することが大切です。

### 共 催

市民と市が共に主催者となり、事業を行う形態です。お互いの特性を活かした役割分担により行うことで、単独で行うよりも事業の充実が図られます。

### 実行委員会・協議会

市を含めた複数の主体が組織を作り、主催者として事業を行う形態です。企画段階から多くの主体が協働することで、規模の大きい事業が可能となります。

### 事業協力・協定

市民と市が目標や役割分担を取り決め、協力して事業を実施する形態です。場所や物品の貸与、あるいは協定書を取り交わすアドプトなど、色々な形態があり、それぞれの特性が生かされることで事業を効果的に行うことができます。

### 後援・協賛

協働相手が行う公共的・公益的な事業に対し、名義使用を認め支援する形態です。単独で行うよりも事業の信用度が増す効果があります。

### 補助・助成

市民が主体的に行う公益的な事業に対し、市が財政的な支援を行う形態です。市が公益性のある事業に支援を行うことで、市民の自主的な活動を活発化することができます。

### 委 託

市が担うべき公共的課題を解決するため、課題を共有する様々な主体に事業を委ねる形態です。市民のもつ柔軟性や当事者性などの特性が発揮されることで、効果的かつきめ細かなサービスの提供が期待できます。

#### アドプトとは

アドプトは、英語で「養子にする」の意味。土地改良区や行政など管理側を「親」、地域住民・企業などを「里親」に見立て、「子（養子）」にあたる水路などの公共施設を協働で管理します。協働の取り組みとして、広がりを見せています。

## 第3章 協働を推進するために

### 1 協働の考え方

市民と市が協働を推進するに当たっては、次のようなことをお互いが理解した上で進めることが大切です。

#### 情報公開・共有

協働する主体は、それぞれの活動の情報を公開し、共有しましょう。

#### 相互理解

協働する主体が互いの立場や特性を理解し、信頼関係を築きましょう。

#### 目的・目標の共有

協働する主体は、協働の目的や目標を明確にし、共有しましょう。

#### 自主性・自立性の尊重

協働する主体は、互いの自主性や自立性を尊重しましょう。

#### 対等の関係

協働する主体は、上下関係や依存関係ではなく、対等の立場で話し合い取り組みましょう。

#### 役割分担の明確化

協働する主体は、互いの特性を発揮できるよう、役割を明確にし、分担しましょう。

#### 課題整理・改善

協働はやって終わりではなく、その際の課題などを整理し、改善点を話し合うことにより、次の協働に繋げましょう。

#### 対等とは

対等とは、互いの能力や持っている資源（組織の規模、資金、権限等）が違っても意見や考え方が尊重される状態を指します。



## 2 推進方針

協働の効果的な推進を図るために市は、協働しやすい環境の整備や、市民及び市の職員の意識の醸成を図ります。

### ① 市民への情報の発信により協働意識の醸成を図ります

- 策定した協働指針の市民への周知を図ります。
- 広報紙などにより、協働の実施や支援制度のお知らせなど、情報の発信を図ります。
- 市民にとって協働をイメージしやすい事例の紹介により協働意識の共有を図ります。

### ② 市民が協働に取り組みやすい環境の整備を図ります

- 花巻市コミュニティ地区条例のもと、市民主体のまちづくりを支援します。
- 市民の自主性・自立性を尊重し、公益的な活動を支援します。

### ③ 職員の意識改革と人材育成を図ります

- 協働に係る職員向け研修会の開催などにより、職員の意識改革を図ります。
- 職員の研修会への派遣や社会貢献活動等への参加奨励により、人材の育成を図ります。